

～生活保護に関してお困りの方へ～

日本弁護士連合会・秋田弁護士会主催

全国一斉生活保護ホットライン ー弁護士による無料電話相談ー

生活に困っている方々の相談をお受けし、
生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、
全国一斉電話相談を実施します。

- 例えば、こんな相談に弁護士が直接お答えします。
 - ・申請書がもらえない。
 - ・次の理由により申請が受け付けられない。
住所不定（ホームレス）、所持金がある、借金がある、家賃が高すぎる、
持ち家がある、自動車がある、自営業をしている、65歳までは働ける、
別の制度（生活困窮者自立支援制度）が利用できる
 - ・役所（福祉事務所）から次のように言われた。
「保護費を返してください」
「辞退届を書いてください」
 - ・保護費を“天引き”されている。
 - ・保護費が下がって、生活していけない。
- 相談料・電話代はかかりません。下記の電話番号は、12月6日のみ有効です。
下記の時間内は、秋田県在住の方は秋田弁護士会の特設電話につながります。午後3時
から午後10時までは、相談を実施している県外の弁護士会につながります。



ひんこんはなぐす
0120-158-794

12月6日(水) 10:00～15:00

お問い合わせ先 018-862-3770 (秋田弁護士会)

※秋田弁護士会以外の実施案内は、日本弁護士連合会のホームページでご確認ください。
回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。